

提案条例説明資料

令和8年3月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第1号
2	題名	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	(仮称) 浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する必要な事項を調査審議する新たな附属機関を設置するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>附属機関の新設 (別表関係)</p> <p>1 名称 浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会</p> <p>2 委員の定数 (1) 識見者 4人以内 (2) 商工関係団体代表 1人以内 (3) 労働団体代表 1人以内 (4) 医療福祉関係団体代表 1人以内</p> <p>3 委員の任期 (仮称) 浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する調査審議に要する間</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会委員の報酬の新設 報酬額 日額 6,000円</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第2号
2	題名	浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
3	目的・理由	令和8年4月の機構改革に伴い、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、条例を制定するものです。
4	概要	市長が管理し、及び執行する教育に関する事務（第2条） 1 浜田市まちづくりセンターの設置、管理及び廃止に関すること。 2 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。
5	施行期日等	1 施行期日 令和8年4月1日 2 浜田市行政組織条例の一部改正 市民生活部に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する業務を追加する。 3 浜田市まちづくりセンター条例の一部改正 この条例の制定に伴い、浜田市まちづくりセンター条例の職務権限の特例に関する規定を移行する。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第3号
2	題名	浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「浜田市看護学生等修学資金貸付制度」を創設し、一定の要件を満たす者については貸付金の返還を免除することとするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	貸付金の種類の改正（第2条関係） 1 貸付金の名称 浜田市看護学生等修学資金 2 債務の免除の要件及び範囲 (1) 修学資金の貸付けを受けた者が、養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに市内の医療機関等に就業し、引き続いて貸与期間の1.5倍の期間以上看護職に従事したとき 債務の全部 (2) 修学資金の貸付けを受けた者が、死亡したとき、又は心身に重度の障がいをもつこととなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき 債務の全部又は一部
5	施行期日等	1 施行期日 令和8年4月1日 2 経過措置 施行日の前日までに貸し付けた「浜田市看護学校等学生修学資金」（旧制度）のうち、その返還が完了していないもの又は免除されていないものについては、改正前の条例の規定は、同日後もなおその効力を有する。
6	備考	浜田市看護学生等修学資金貸付制度（新制度）の概要 1 対象者 浜田医療センター附属看護学校の在学学生又は保護者が市内に住所を有する看護学生等のうち、将来市内の医療機関等において看護職に従事しようとするもの 2 貸付期間

		市長の認定を受けた日の属する年度の4月から養成施設の正規の修業期間を終了する月まで
	3	貸付額 月額5万円

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	放課後児童クラブを新設することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	放課後児童クラブの新設（第2条関係） 1 にこにこ学級放課後児童クラブ（定員25人） 浜田市港町208番地 2 あおぞら学級放課後児童クラブ（定員40人） 浜田市下府町2103番地32
5	施行期日等	令和8年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市金城老人福祉センターを用途廃止することに伴い、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市金城老人福祉センター条例は、廃止する。 1 名称 浜田市金城老人福祉センター 2 位置 浜田市金城町下来原 171 番地
5	施行期日等	令和8年4月1日
6	備考	用途廃止後は金城支所庁舎の一部として使用する予定

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、国の子育て支援政策の財源となる「子ども・子育て支援金制度」が創設され、各医療保険者が保険料に合わせて当該支援金を賦課・徴収することとなったことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 海外からの転入者に係る国民健康保険料前納制度の導入等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>3 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正され、国民健康保険料の賦課に関する基準等が見直されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>1 子ども・子育て支援納付金賦課額制度の新設（第14条の2、第14条の3、第18条の13から第18条の17、第21条から第22条の5関係）</p> <p>2 海外からの転入者（入国初年度に限る。）に係る国民健康保険料の前納制度の新設（第20条の2関係）</p> <p>3 基礎賦課限度額の変更（第18条の6、第22条及び第22条の4関係） （改正前）66万円 （改正後）67万円</p> <p>4 低所得者に対する保険料の軽減措置における所得判定基準の変更（第22条関係） (1) 5割軽減の対象世帯の所得判定基準における被保険者数に乘ずる金額の引上げ （改正前）30万5,000円 （改正後）31万円 (2) 2割軽減の対象世帯の所得判定基準における被保険</p>

		<p>者数に乗ずる金額の引上げ (改正前) 56 万円 (改正後) 57 万円</p> <p>5 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市弥栄農産物処理加工施設を用途廃止することに伴い、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市弥栄農産物処理加工施設条例は、廃止する。 1 名称 浜田市弥栄農産物処理加工施設 2 位置 浜田市弥栄町長安本郷 539 番地 7
5	施行期日等	令和8年4月1日
6	備考	用途廃止後は民間事業者に農産物の処理加工施設として無償譲渡を行う予定

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第8号
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	小福井住宅の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	小福井住宅の一部の用途廃止（別表第1関係） （改正前）10戸 （改正後）6戸
5	施行期日等	公布の日
6	備考	用途廃止後は建物を解体後にその敷地を地元町内会に集会所用地として無償譲渡を行う予定

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	錦ヶ岡住宅3号棟、錦ヶ岡住宅5号棟及び栃木住宅4号棟を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>錦ヶ岡住宅3号棟、錦ヶ岡住宅5号棟及び栃木住宅4号棟の用途廃止（別表関係）</p> <p>1 錦ヶ岡住宅3号棟</p> <p>(1) 所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 587 番地 3</p> <p>(2) 構造 木造 2 階建</p> <p>(3) 建設年度 平成 11 年度</p> <p>2 錦ヶ岡住宅5号棟</p> <p>(1) 所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 587 番地 4</p> <p>(2) 構造 木造 2 階建</p> <p>(3) 建設年度 平成 11 年度</p> <p>3 栃木住宅4号棟</p> <p>(1) 所在地 浜田市弥栄町栃木 319 番地 8</p> <p>(2) 構造 木造 2 階建</p> <p>(3) 建設年度 平成 16 年度</p>
5	施行期日等	令和8年4月1日
6	備考	用途廃止後は錦ヶ岡住宅3号棟及び錦ヶ岡住宅5号棟にあつては現入居者に有償譲渡を行い、栃木住宅4号棟にあつては公募により売却する予定

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 10 号
2	題名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）の一部が改正され、簡易サウナ設備に対応した基準が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 対象火気設備等の種類への簡易サウナ設備の追加等</p> <p>(1) 簡易サウナ設備に係る基準の新設（第 7 条の 2 及び第 44 条関係）</p> <p>(2) 現行のサウナ設備の名称の変更（第 7 条の 3 及び第 44 条関係）</p> <p>（改正前）サウナ設備</p> <p>（改正後）一般サウナ設備</p> <p>2 住宅における火災予防として普及を促進する設備等への感震ブレーカーの追加（第 29 条の 7 関係）</p> <p>感震ブレーカーとは、地震発生時（主に震度 5 強以上）に揺れを感知し、自動でブレーカーを落として住宅の電気を遮断する防災機器</p>
5	施行期日等	令和 8 年 3 月 31 日

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 11 号																			
2	題名	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																			
3	目的・理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額が変更されることに伴い、所要の改正を行うものです。																			
4	概要	<p>1 非常勤消防団員の補償基礎額の変更（第 5 条及び別表関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副 団長</td> <td>13,340 円 (12,900 円)</td> <td>14,170 円 (13,700 円)</td> <td>15,000 円 (14,500 円)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び 副分団長</td> <td>11,670 円 (11,300 円)</td> <td>12,500 円 (12,100 円)</td> <td>13,340 円 (12,900 円)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長 及び団員</td> <td>10,000 円 (9,700 円)</td> <td>10,840 円 (10,500 円)</td> <td>11,670 円 (11,300 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は改正前</p> <p>2 消防作業従事者等の補償基礎額等の変更（第 5 条関係）</p> <p>(1) 補償基礎額 （改正前）9,700 円 （改正後）1 万円</p> <p>(2) 増額可能な限度額 （改正前）1 万 4,500 円 （改正後）1 万 5,000 円</p> <p>3 扶養の状況に係る補償基礎額の加算額の変更（第 5 条関係）</p> <p>(1) 配偶者 （改正前）100 円</p>	階級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副 団長	13,340 円 (12,900 円)	14,170 円 (13,700 円)	15,000 円 (14,500 円)	分団長及び 副分団長	11,670 円 (11,300 円)	12,500 円 (12,100 円)	13,340 円 (12,900 円)	部長、班長 及び団員	10,000 円 (9,700 円)	10,840 円 (10,500 円)	11,670 円 (11,300 円)
階級	勤務年数																				
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																		
団長及び副 団長	13,340 円 (12,900 円)	14,170 円 (13,700 円)	15,000 円 (14,500 円)																		
分団長及び 副分団長	11,670 円 (11,300 円)	12,500 円 (12,100 円)	13,340 円 (12,900 円)																		
部長、班長 及び団員	10,000 円 (9,700 円)	10,840 円 (10,500 円)	11,670 円 (11,300 円)																		

		<p>(改正後) 廃止</p> <p>(2) 22 歳までの子</p> <p>(改正前) 1 人につき 383 円</p> <p>(改正後) 1 人につき 433 円</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第12号				
2	題名	浜田市水道給水条例の一部を改正する条例				
3	目的・理由	浜田市上下水道事業審議会の答申に基づき、水道料金の改定を行うため、所要の改正を行うものです。				
4	概要	1 令和9年度の使用に係る水道料金の改定（【第1条】第27条関係）				
		2 令和10年度の使用に係る水道料金の改定（【第2条】第27条関係）				
		3 令和11年度以後の使用に係る水道料金の改定（【第3条】第27条関係）				
		4 水道料金				
		(1) 基本料金（1月につき）		（円（税込））		
		メーターの口径	現行	R9.4	R10.4	R11.4
		13mm	924.00	1,015.30	1,107.15	1,199.00
		20mm	990.00	1,086.80	1,184.15	1,281.50
		25mm	1,430.00	1,574.65	1,719.30	1,864.50
		30mm	1,430.00	1,607.65	1,785.30	1,963.50
		40mm	3,410.00	3,778.50	4,147.00	4,515.50
		50mm	6,820.00	7,558.65	8,297.30	9,036.50
		75mm	10,120.00	11,216.15	12,312.30	13,409.00
		100mm	34,320.00	38,043.50	41,767.00	45,490.50
150mm	39,270.00	43,530.30	47,791.15	52,052.00		
(2) 従量料金（1m ³ につき）		（円（税込））				
使用水量（m ³ ）	現行	R9.4	R10.4	R11.4		
0～10	93.5	104.5	115.5	126.5		
11～20	165.0	184.8	204.6	224.4		
21～50	203.5	228.8	254.1	280.5		
51～500	242.0	272.8	303.6	334.4		

		501～1,000	225.5	251.9	278.3	305.8
		1,001～	209.0	233.2	257.4	282.7
		(3) 臨時用等 (円 (税込))				
		区分	現行	R9.4	R10.4	R11.4
		臨時・船舶 (1 m ³ につき)	539.0	607.2	675.4	743.6
		外国船舶 (1 m ³ につき)	490.0	552.0	614.0	676.0
		私設消火栓 (1 回につき)	286.0	322.3	358.6	394.9
		5 その他規定の整理				
5	施行期日等	<p>1 施行期日</p> <p>(1) 令和9年度の水道料金 令和9年4月1日</p> <p>(2) 令和10年度の水道料金 令和10年4月1日</p> <p>(3) 令和11年度以後の水道料金 令和11年4月1日</p> <p>2 経過措置 各施行日前から継続して供給する水道の使用で、4月1日から4月30日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金並びに5月1日から5月31日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金のうち1月分の水道料金は、改正後の規定にかかわらず、なお改正前の規定の例による。</p>				